毎週火・金曜日発行



# 県公

規

則

目

次

正する規則(五五・人事課) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

指定等に関する規則(五六・障害福祉課 指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の

規

則

正する規則をここに公布する 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

秋

平成十四年十月一日

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県規則第五十五号

を改正する規則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

三年秋田県規則第十八号) の一部を次のように改正する 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和四十

九条の七」を「第三条第二項」に改める 第二十三条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 同条第二項中「第六十

別表第一第九号及び第十号中「農政部水産漁港課長」を「農林水産部水産漁港課

に改める。 則

この規則は、公布の日から施行する。

指定等に関する規則をここに公布する 指定居宅支援事業者、 指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の

平成十四年十月一日

秋田県規則第五十六号

等の指定等に関する規則 指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設

秋田県知事

寺 田

典

城

(趣旨)

第一条 この規則は、身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十七 定知的障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 定する指定居宅支援事業者、 条の四第一項、知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の五第 身体障害者更生施設等並びに知的障害者福祉法第十五条の十一第一項に規定する指 一項及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項に規 身体障害者福祉法第十七条の十第一項に規定する指定

(指定の申請等)

第 り行うものとする。 第二十一条の十七第一項に規定する指定の申請は、指定申請書 (様式第一号)によ 障害者福祉法第十五条の十七第一項及び第十五条の二十四第一項並びに児童福祉法 身体障害者福祉法第十七条の十七第一項及び第十七条の二十四第一 項 知的

2 公衆の見やすい場所に掲示するものとする 前項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他

(変更の届出等)

第三条 身体障害者福祉法第十七条の二十及び第十七条の二十七、知的障害者福祉法 のにあっては変更届出書 (様式第二号)により、事業の廃止、 第十五条の二十及び第十五条の二十七並びに児童福祉法第二十一条の二十の規定に ものにあっては廃止 (休止・再開) 届出書 (様式第三号) により、それぞれ行うも 十三年厚生省令第十一号)第二十一条の十七第一項に規定する事項の変更に係るも 令第十六号)第三十六条第一項及び第三十八条並びに児童福祉法施行規則(昭和一 条の四第一項及び第十一条の六、知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省 よる届出は、身体障害者福祉法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第十五号) 第十一 休止又は再開に係る

(指定の辞退)

第四条 とする。 の規定による指定の辞退の届出は、指定辞退届出書 (様式第四号) により行うもの 身体障害者福祉法第十七条の二十九及び知的障害者福祉法第十五条の二十九

五条(知事は、第二条第(市町村等への情報提供)

一 事業所番号 又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。 又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。 たときは、市町村その他別に定める団体に対して、当該指定又は届出に係る事業者第五条 知事は、第二条第一項の指定をし、又は第三条若しくは前条の届出を受理し

- 事業所又は施設の名称及び所在地
- 四 指定の年月日 及び住所 及び住所 事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 五事業開始の年月日四指定の年月日
- その他知事が必要と認める事項(注意)
- (公示) 当該提供に関する事務の全部又は一部を委託することができる。 当該提供に関する事務の全部又は一部を委託することができると認める者に、 知事は、前項の規定による情報の提供を円滑に行うことができると認める者に、

| 対象のでは、次に掲げる事項について行うものとする。| 規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。| 法第十五条の二十三及び第十五条の三十一並びに児童福祉法第二十一条の二十三の第六条 身体障害者福祉法第十七条の二十三及び第十七条の三十一、知的障害者福祉

事業者又は施設の設置者の名称及び代表者の氏名前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

秋

- 項の変更又は事業の廃止の年月日 指定、指定の取消し若しくは辞退、前条第一項第二号若しくは前号に掲げる事
- 四 居宅支援又は施設の種類

(補則)

設等及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定め第七条(この規則に定めるもののほか、指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する

### 様式第1号 指定申請書(第2条関係)

(A4判)

受付番号

指 定 居 宅 支 援 事 業 者 指定身体障害者更生施設等指定申請書 指定知的障害者更生施設等

年 月 日

秋田県知事様

所 在 地 申請者 名 称 代表者の氏名

(FI)

次のとおり事業者(施設)に係る指定を受けたいので、身体障害者福祉法第17条の17第1項(同法第17条の24第1項、知的障害者福祉法第15条の17第1項、同法第15条の24第1項、児童福祉法第21条の17第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

		事業所(施設)所在地市町村番号
申	ふ り が な 名 称	
請	主たる事務所の所在地	
者	法 人 の 種 別	法 人 所 轄 庁
	連絡先	電話番号 ファクシミリ番号
設置	代表者の職名・氏名	職 名 氏 名
者)	代表者の住所	
指定	ふ り が な 名 称	
を受け	事業所(施設)の所在地	
ょ	同一所在地において 行う事業等の種類	実 施 指定の申請をする 他の法律において既に 事業等の開始(開設) 指定を受けている事業 備 考 予 定 年 月 日 等 の 指 定 年 月 日
うとする事業所・	指 定 居 宅 支 援	
施設の種類	指定施設支援	
事		
介事	、護保険法における	注 保 険 事 業 者 番 号

### 備考

- 1 この申請書には、居宅支援及び施設の種類ごとに別に定める書類を添付してください。
- 2 印欄には、記入しないでください。
- 3 法人の種別の欄には、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入して ください。
- 4 法人所轄庁の欄には、申請者(設置者)が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 5 同一所在地において行う事業等の種類の欄には、既に指定を受けている事業等も含めてその種類を記入し、新たに申請する事業等の種類については実施事業等の欄に 印を記入してください。
- 6 事業所番号の欄には、既に指定を受けている場合に、その事業所番号を記入してください。
- 7 介護保険法における事業者等の指定の欄には、既に介護保険法における事業者等として指定を受けている場合に、その事業者番号及び居宅サービス等の種類を記入してください。

### 様式第2号 変更届出書(第3条関係)

(A4判)

# 変更届出書

年 月 日

秋田県知事 様

所 在 地 届出者 名 称 代表者の氏名

(F)

次のとおり指定を受けた内容を変更したので、身体障害者福祉法第17条の20(同法第17条の27、知的障害者福祉法第15条の20、同法第15条の27、児童福祉法第21条の20)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

			事業所番号										
		名	称										
指事	定内容を変更した 業 所 (施 設)	所 ————————————————————————————————————											
		事業(施	設)の種類										
	変 更	事	項		変		更	į	の	内		容	
1	事業所(施設)の名称				٠								
2	事業所(施設)の所在は	也		==( 変更	. 則)								
3	申請者(設置者)の名称	尔											
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名及び住所												
6	定款・寄附行為等、登 る事業(施設)に関する	記事項又は第 るものに限る	条例等(指定にf 。) 	系									
7	事業所(施設)の建物(	の構造及び設	增備										
8	事業所(施設)の管理	当の氏名及ひ	住所										
9	事業所のサービス提供	責任者の氏名	及び住所										
10	運営規程												
11	居宅生活支援費(施設 る事項	訓練等支援፤ 	費)の請求に関 <sup>-</sup> 	す ( 変更	後)								
12	<del></del>	事業所の種別(併設型・空床型の別)											
13	併設型における利用者( 入所者の定員												
14	協力医療機関の名称及 療機関との契約内容	医											
15	知的障害者援護施設等。	との連携体制	及び支援体制										
16	事業等の開始(開設) <sup>-</sup>												
17	併設する施設の名称及び	ゾ概要											
	变 更	年 月	日						年		月		日

## 備考

- 1 変更事項については、該当する項目番号を で囲んでください。
- 2 変更内容を明らかにする書類を添付してください。

様式第3号 廃止(休止・再開)届出書(第3条関係)

(A4判)

廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

秋田県知事 様

所 在 地 届出者 名 称 代表者の氏名

Đ

次のとおり事業を廃止(休止・再開)したので、身体障害者福祉法第17条の20(知的障害者福祉法第15条の20、 児童福祉法第21条の20)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	事業所番	号										
廃止(休止・再開)する事業所	名  所 在											
届 出 の 種 別		廃	止	•	,	休	止	•	再	開		
廃止(休止・再開)した年月日					í	年		月		日		
廃止(休止)した理由												
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置												
休 止 の 予 定 期 間		年		月		日	~		年	J	₹	日

# 備考

- 1 届出の種別の欄は、該当する種別を で囲んでください。
- 2 現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置の欄は、事業を廃止し、又は休止した場合に記入してください。
- 3 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合に限り、再開後の従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第4号 指定辞退届出書(第4条関係)

(A4判)

指定辞退届出書

年 月 日

秋田県知事 様

所 在 地 届出者 名 称 代表者の氏名

次のとおり指定を辞退したいので、身体障害者福祉法第17条の29 (知的障害者福祉法第15条の29)の規定により、届け出ます。

									尹耒	肝值	百									
指:	定	を	辞	退	す	る	施	設			称  地	 	 		 		 		 	
指:	定	を	受	け	た	年	月	日						年		月		日		
指足	定で	<b>≨</b> ∄	穿〕	艮す	- る	年	月	日						年		月		日		
指:	定	を	辞	退	₫	న	理	由												
現い																				

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.oo.jp 日和所株式会社松原印刷社 和表验(C) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) O) 五 電話(20八七六六 FAX(20) O) 五 和表面的 和 社

